

## 商標登録異議申立の手続き解説—EU 知的財産庁（EUIPO）編—

### 異議申立の対象となる権利

EU商標の出願、またはEU指定の国際登録商標に対して提起することが可能です。

### 異議申立期間

出願されたEU商標には、公告開始から3か月の異議申立期間が設けられます。

EU指定の国際登録商標に関しては、出願公告の1か月後から4か月目までの3か月が異議申立期間となります。

いずれの異議申立期間も、延長は認められません。

### 異議申立の提起に必要なもの：

- 異議申立人の名前
- 被異議申立人の情報（名前および対象となる商標出願の見本を含む）
- 先行商標の情報および異議申立理由
  - EU加盟国内で発効している登録済みの商標である（混同または誤信の恐れ）＊
  - 代理人（団体）による無断の商標出願である
  - EU法または加盟各国の国内法で保護され、広範囲で商業的に使用されている未登録商標または記号である
  - EU法または加盟各国の国内法で保護された原産地の名称または地理の表示である

異議申立は、申立人が保有する1つ以上の商標権に基づいて行われる必要があります。

一件の異議申立で複数の異議申立理由を主張することや、複数の先行商標権との競合を主張することも可能です。ただし後者の場合、すべて同一の商標権者が保有する商標である必要があります。

（なお、異議申立の提起に委任状は不要です。）

＊英国のEU離脱に伴う注意点として、英国商標に基づいてEU商標の異議申立を行うことはできなくなりました。

### 異議申立後の手続き

- EUIPOが、異議申立書の受理の可否を判断します。
- 異議申立書が受理されると、両当事者に通知が届き、手続きの期限が設定されます。
- まず、両当事者が和解交渉を行うための「クーリングオフ期間」が始まります。この期間は受理の通知から2か月です。22か月間の延長が一度だけ可能なため、合計で最大24か月間に及ぶ可能性があります。
- クーリングオフ期間が終わると、アドバーサリアル・パート（異議審理期間）へと移行します。

### クーリングオフ終了後の手続き

- 審理に必要な証拠および意見書を提出するため、2か月の準備期間が異議申立人に与えられます。
- 上記期間が経過し、証拠および意見の提出があった場合はその受領後、今度は出願人に異議申立への反論のため2か月の期間が与えられます。
- 出願人は、登録から5年を超える先行商標についてはその使用を立証するよう異議申立人に要求することができます。この要求を行った場合、異議申立人が使用証拠を提出してから、出願人は証拠や意見を提示することになります。その後、出願人の主張に反論するための機会が異議申立人に与えられます。
- 出願人が使用証拠の要求を行うことなく自らの証拠や意見を提出した場合は、それらに反論するために2か月の期間が異議申立人に与えられます。このような相互のやり取りを経て、最終判断に向けた準備が進められます。

（手続き中に異議申立人から新たな争点が提起された場合や、複雑な問題を抱えた案件の場合は、出願人にさらなる答弁の機会が与えられることもあります。その後、異議申立人にも追加で答弁の機会を与えるか否かは、EUIPOが判断します。）

## 商標登録異議申立の手続き解説—EU 知的財産庁（EUIPO）編—

### 意見・証拠提出後の両当事者の手続き

- 一連の答弁、反論が終わると手続きが締め切られ、決定に向けた準備が進められるとともに、その旨が両当事者に通知されます。
- 決定が下されると、両当事者は決定通知日から2か月以内に不服申立を行うことができます。その場合、不服申立理由は同通知日から4か月以内に提出する必要があります。不服申立に対する決定は、EUIPOの審判部の担当となります。

### 実務上の諸注意：

#### 複数の異議申立

ひとつの商標出願に対して異なる異議申立が提起された場合は、複数の異議申立が提起されていることになります。

この場合、EUIPOはもっとも説得力のある異議申立を選択し、審理の対象とします。他の申立については留保しますが、最終的に出願が拒絶された場合は、これらの申立についても審理されたものとみなすことが認められています。

実務上の留意点として、複数の申立人による連名での異議申立や、関連する複数の異議申立の審理を併合することはできません。

#### 複数の先行商標に基づく異議申立

ひとつの異議申立において複数の先行商標との競合が主張されている場合、EUIPOは複数の異議申立が提起されているものとみなし、もっとも効力の高い先行商標のみに基づいて拒絶の是非を決定する場合があります。

#### 複数の異議申立理由がある場合

ひとつの異議申立において複数の申立理由が主張されている場合でも、もっとも効力のある理由のみに基づいて決定を下すことが可能であれば、EUIPOは残りの理由について詳しく審理する義務を負いません。また、異議申立理由の要件の中に、必要な要素を満たしていないものがある場合、EUIPOは残りの要件を審査する義務を負いません。

### 意見書や証拠の提出

異議申立の提起時点では、意見書や証拠の提出は必須ではありません。異議申立書と一緒に提出することもできますが、クーリングオフ期間終了後の提出でも問題ありません。意見書や証拠は異議申立の実質的な審理に関わるものであり、申立書の受理には影響しないのです。

### 延長と留保

手続きの期限は、当事者のいずれか一方からの申請で延長が可能です。また、クーリングオフ期間終了以降に手続きを留保したい場合は、両当事者からの申請が必要です。この場合、希望する留保期間に関わらず、1回目の留保として6か月が与えられ、この間に留保を解除することもできます。両当事者が共同で申請すれば、無条件で留保の延長が可能です。が、最長で2年間までの上限があります。